

欧州委員会、意匠の保護及びEU全体での非農産品の地理的表示の保護に関する  
パブリック・コンサルテーションを開始

2021年5月4日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2021年4月29日、知的財産行動計画（intellectual property action plan）<sup>1</sup>で示された行動（※）のうちの「EU 意匠保護の近代化」及び「非農産品の地理的表示（GIs）保護制度の実現可能性の検討」に関する2つのパブリック・コンサルテーション（2021年4月29日～2021年7月22日）を開始した旨、ニュースリリースにて公表した。本ニュースリリース等の概要は、例えば以下のとおりである。

1つ目のパブリック・コンサルテーションは、スペアパーツ保護に関するEU法を変更すべきかどうかなどの特定の問題や、共同体意匠規則（6/2002<sup>2</sup>）及び意匠の法的保護に関する指令（98/71/EC<sup>3</sup>）の見直しを考慮した潜在的な政策オプションについて、欧州での意匠保護の影響を受ける全ての人々の意見を得ることを目的とするものである。

EU法の見直しは、包括的なパブリック・コンサルテーション<sup>4</sup>並びに2つの主要な経済的<sup>5</sup>及び法的<sup>6</sup>研究によって裏付けられた、意匠保護に関するEU法の網羅的な評価<sup>7</sup>を受けて行われている。当該評価では、EU法が適切に機能していることが示された。しかし、法的枠組みを近代化しデジタル時代に適したものにするためには、取り組む必要があるいくつかの欠点がある。

当該パブリック・コンサルテーションでは、前書きには、

- ・ 手続は統一されていないが、意匠登録の実体的要件は全てのEU諸国で同一であり、意匠保有者の権利及びその制限も同一である。重要な例外は、依然としてスペアパーツ保護の問題である。これまでに11の加盟国が修理用スペアパーツのアフターマーケットを競争のために開放しているが、残りの加盟国では依然としてオリジナルメーカーがスペアパーツに関する意匠権を保有する。

<sup>1</sup> 欧州委員会が2020年11月25日に [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_20\\_2187](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2187)、[https://ec.europa.eu/growth/content/intellectual-property-action-plan-strengthen-eu-economic-resilience-and-recovery-published\\_en](https://ec.europa.eu/growth/content/intellectual-property-action-plan-strengthen-eu-economic-resilience-and-recovery-published_en) 等にて公表した知的財産行動計画については、<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/43845> を参照。

<sup>2</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32002R0006>

<sup>3</sup> <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31998L0071:en:HTML>

<sup>4</sup>

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/1846-Evaluation-of-EU-legislation-on-design-protection/public-consultation>

<sup>5</sup> [https://ec.europa.eu/growth/content/economic-review-industrial-design-europe-0\\_en](https://ec.europa.eu/growth/content/economic-review-industrial-design-europe-0_en)

<sup>6</sup> [https://ec.europa.eu/growth/content/legal-review-industrial-design-protection-europe-0\\_en](https://ec.europa.eu/growth/content/legal-review-industrial-design-protection-europe-0_en)

<sup>7</sup>

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/1846-Evaluation-of-EU-legislation-on-design-protection>

- ・ 意匠保護に関する EU 法の評価では、これらの EU 法は適切に機能していることが示されている。しかし、特に意匠保護の重要な要素（コンテンツ、権利の範囲、制限、著作権との関係）の明確性及び堅牢性の欠如、部分的に時代遅れ又は過度に複雑な手続、不適切な料金水準及び料金体系、手続規則の一貫性の欠如、強く断片化されたスペアパーツの域内市場などの欠点がある。

等の内容が含まれ、また、アンケートには、一般的な質問、より具体的な質問（スペアパーツ保護、保護可能な意匠のタイプ、権利の制限、著作権との関係、手続、登録共同体意匠の料金、認識（Awareness））、その他の質問が含まれている。

2 つ目のパブリック・コンサルテーションは、非農産品（すなわち、手工芸品や工業製品）の地理的表示の EU 全体での保護に言及するものである。

両パブリック・コンサルテーションは、2021 年 7 月 22 日（ブリュッセル時間の深夜）まで行われ、オンライン・アンケート又は電子メールで回答することとされている（詳細は、「[本パブリック・コンサルテーションに関する説明](#)」欄参照）。なお、欧州委員会は、意匠保護に関する EU 法（規則・指令）のアップデートを目的としたイニシアチブについては、本パブリック・コンサルテーションの実施等を経て、欧州委員会の採択は現時点では 2022 年第 2 四半期に予定されている<sup>8</sup>旨、また、非農産品の地理的表示の EU 全体での保護に関するイニシアチブについては、欧州委員会の採択は 2021 年第 4 四半期に予定されている旨、ウェブサイトにて公表している。

(※)

知的財産行動計画では、次の 5 つの課題：

1. 多くの進歩にもかかわらず、EU の知財制度の一部は依然として断片化されたままであり、手続が複雑で高コストであり且つ明確性を欠くことがある。
2. あまりにも多くの企業（特に中小企業（SMEs））や研究者が、知財保護によりもたらされる機会を十分に活用していない。
3. 知財へのアクセスを促進する（したがって、技術の取り込み及び普及を可能にする）ためのツールが十分に開発されていない。
4. 形勢を変えるための継続的な努力にもかかわらず、デジタル技術の利用によるものも含めて、模倣や海賊行為が依然として盛んである。
5. グローバルレベルでの公正な競争が欠如しており、EU 企業が海外で事業を行う際に損失を被ることが多い。

---

<sup>8</sup> 欧州委員会による採択は 2020 年 11 月 25 日時点では 2021 年第 4 四半期に予定されていた。また、知的財産行動計画では、「欧州委員会は、意匠に関する EU 法の近代化を行う（2021 年第 4 四半期）」等とされている。

を特定している。

そして、これらの5つの課題に対応し、加盟国及びステークホルダーからの意見に基づき<sup>9</sup>、5つの主要な重点分野（1. 知財保護の改善、2. SMEsによる知財利用の促進、3. 知財共有の促進、4. 模倣品との闘い及び知財権行使の改善、5. グローバルな公平な競争環境の促進）を特定し、次の行動：

1. 知財保護のための制度をアップグレードする
2. 特に中小企業による知財の利用及び展開を奨励する
3. 投資に対する公正な利益を保証しながら、無形資産へのアクセス及びその共有を促進する
4. より良い知財権行使を確保する
5. グローバルレベルでの公正な競争の促進する

に関する具体的な提案を行っている。

EU 意匠保護の近代化については、知的財産行動計画では、前述の「課題1」の一部として、

- ・ デジタルトランスフォーメーションの一環として、デジタル環境下での意匠の適切に調整された保護がより急務となる。例えば、3D プリンティング技術の円滑な取り込みのためには、3D プリンティングファイルの保護や意匠の私的利用の制限を明確にする必要がある。

等の内容が含まれ、また、前述の「1. 知財保護の改善」に関する提案の一部として、

- ・ EU の商標法の改革に成功したこと<sup>10</sup>を受けて、欧州委員会は意匠保護に関する EU 法を改正する予定である。その目的は、特に繊維、家具及び電子機器のエコシステムについて EU における意匠保護の利用しやすさ及び手頃さを改善し、意匠保護制度がデジタル経済及びグリーン経済への移行をより適切にサポートするのを確実にすることである。意匠は製品を魅力的にし、優れた意匠の製品は生産者に大きな競争上の優位を与える。
- ・ 意匠保護に関する EU 法の最近の評価の結果<sup>11</sup>では、EU の意匠制度は全体的には適切に機能しているものの依然として欠点があることが示されている。登録手続は部分的に時代遅れであり、場合によっては不必要な事務的負担を伴う。新しい形態の意匠（例えば、アニメーションデザイン、グラフィカルユーザーインターフェース）の保護は十分に明確ではない。また、意匠権の範囲の明確性の欠如は、特に、3D プリンティングの利用増加に関する課題や、EU を通過する侵害品に対する意匠権の行使に関する課題をもたらしている。最後に、複合製品の修理のために使用される構成部品の意匠保護が部分的にしか調和されていない結果として、経済的に重要なスペアパーツ市場

<sup>9</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN#footnote22>

<sup>10</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN#footnote30>

<sup>11</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN#footnote31>

は依然として強く断片化され、競争を著しくゆがめ、より持続可能で環境に優しい経済への移行を妨げている。

等の内容が含まれている。

非農産品の地理的表示保護制度の実現可能性の検討については、知的財産行動計画では、前述の「1. 知財保護の改善」に関する提案の一部として、

- ・ 非農産品の地理的表示のための EU の保護制度を提案するかどうかを、影響評価に基づいて検討する（2021 年第 4 四半期）。

等の内容が含まれている。

- － 欧州委員会のニュースリリース等は、以下参照 －
- 本パブリック・コンサルテーションについてのニュースリリース  
[Commission seeks public opinion on protection of industrial designs and EU-wide geographical indications for products](#)
- 欧州委員会のイニシアチブについてのウェブページ  
[Intellectual property – review of EU rules on industrial design \(Design Regulation\)](#)（意匠に関する EU 法（規則）の見直し）  
[Intellectual property – review of EU rules on industrial design \(Design Directive\)](#)（意匠に関する EU 法（指令）の見直し）  
[EU-wide protection of geographical indications for non-agricultural products](#)（非農産品の地理的表示の EU 全体での保護）
- 本パブリック・コンサルテーションに関する説明（本ウェブページ中にアンケートへのリンク（Respond to the questionnaire）あり）  
[Go to consultation](#)（意匠（規則））、[Go to consultation](#)（意匠（指令））  
[Go to consultation](#)（非農産品の地理的表示）
- 知的財産に関するウェブページ  
[Intellectual property](#)（知的財産全般）  
[Industrial design protection](#)（意匠）  
[Geographical indications for non-agricultural products](#)（非農産品の地理的表示）
- － 知的財産に関する行動計画についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020 年 11 月 25 日）\(PDF\)](#)
- [欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始\(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始\(2018 年 12 月 20 日\) \(PDF\)](#)

(以上)